

平成23年5月秋田市議会臨時会提出予定案件		
	件名	説明
	「条例案」 2件	
1	秋田市北部墓地条例を設定する件	<p>○設定理由 北部墓地を設置し、その使用料等を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 秋田市北部墓地を秋田市飯島字堀川84番地180に設置する。 2 墓地は、焼骨を埋蔵する墳墓を建設する場所とする。 3 墓地を永代使用しようとする者は、原則として本市に住所等を有する者でなければならないものとする。 4 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないものとする。 5 市長は、維持管理上必要があるときは、墓地の利用者に対し使用の制限等を命ずることができる。 6 墓地の使用は、相続人、縁故者等で祭祀を主宰する者に限り、承継することができる。 7 市長は、墓地の使用の許可を受けた者が目的以外に墓地を使用したとき等は、使用の許可を取り消すことができる。 8 利用者は、使用許可と同時に永代使用料を納付しなければならないものとする。 9 永代使用料の額は、1区画につき28万5,000円とする。 10 利用者は、毎年度管理手数料を納付しなければならないものとする。 11 管理手数料の額は、1区画につき年額3,100円とする。 12 1から11までに掲げるもののほか、再交付手数料、永代使用料等の不還付等について規定する。 <p>○施行期日 平成23年6月1日から</p>

2 秋田市子ども広場条例を設定する件

○設定理由

子ども広場を設置し、その使用料等を定めるため、この条例を設定しようとするもの

○要旨

- 1 子育てを行う市民の交流および情報交換の場等を提供することにより、子育てを支援するため、秋田市子ども広場を秋田市中通二丁目8番1号に設置する。
- 2 子ども広場の施設は、遊びコーナーおよび託児コーナーとする。
- 3 子ども広場において行う事業は、子ども広場を使用した乳幼児の子育ての支援、生後6月以上の乳幼児の託児等に関することとする。
- 4 託児コーナーを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。
- 5 託児コーナーの使用料は、乳幼児1人1時間につき600円とする。
- 6 1から5までに掲げるもののほか、使用料の不還付、使用の制限、損害賠償の義務等について規定する。

○施行期日 平成23年7月1日から

「単行案」 6件

3 秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

○国等から一般職として任用した職員が特別職となった場合の退職手当の取扱いについて定めるため、職員の退職手当に関する条例および特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・専決年月日 平成23年3月24日

○改正要旨

- 1 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正
 - (1) 退職手当の計算の基礎となる在職期間として、(2)の場合における引き続いた在職期間を加えることとした。

	<p>(2) (3)により退職手当を支給されないで特別職の職員となり、引き続いて職員となった場合の勤続期間の計算について規定した。</p> <p>(3) 職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となった者が引き続いて特別職の職員となった場合等は、この条例の規定による退職手当を支給しないこととした。</p> <p>2 秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 国等の職員から引き続いて一般職員となった者（以下「特定通算職員」という。）が特別職の職員となった場合の在職期間の通算について規定した。</p> <p>(2) 特別職の職員の退職手当の額および基礎となる給料月額を計算する場合は、特定通算職員としての在職期間を通算することとした。</p> <p>(3) 特定通算職員から特別職の職員となった者が引き続いて一般職員となった場合は、特別職の職員の退職手当に関する条例およびこの条例の規定による退職手当を支給しないこととした。</p> <p>※専決処分した理由</p> <p>国等から一般職として任用した職員が特別職となった場合の退職手当の取扱いについて定めるための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
<p>4 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正（平成23年総務省令第25号）：平成23年3月31日公布、平成23年4月1日施行</p>	<p>○過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正（平成23年総務省令第25号）に伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決年月日 平成23年3月31日</p> <p>○改正要旨</p>

	<p>固定資産税の課税免除の対象となる事業設備等の取得期限を平成25年3月31日まで延長した。</p> <p>※専決処分した理由</p> <p>関係省令の一部改正に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
<p>5 秋田市国民健康保険条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第55号) :平成23年3月30日公布、平成23年4月1日施行</p>	<p>○健康保険法施行令等の一部改正（平成23年政令第55号）に伴い、国民健康保険条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決年月日 平成23年3月31日</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出産育児一時金の額を引き上げた。 現行「35万円」→改正後「39万円」 2 暫定的に引き上げていた出産育児一時金の額に係る規定を削った。 <p>※専決処分した理由</p> <p>健康保険法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険の保険給付のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
<p>6 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）： 平成23年3月30日公布、一部を除き平成23年4月1日施行</p>	<p>○地方税法施行令の一部改正（平成23年政令第44号）に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決年月日 平成23年3月31日</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎課税額の限度額を引き上げた。 現行「50万円」→改正後「51万円」 2 後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げた。 現行「13万円」→改正後「14万円」 3 介護納付金課税額の限度額を引き上げた。 現行「10万円」→改正後「12万円」 <p>※専決処分した理由</p>

		<p>地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
7	平成22年度秋田市一般会計補正予算（第12号）に関する専決処分について承認を求める件	<p>○市債の額の確定に伴う市債の起債限度額の補正のため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決年月日 平成23年3月31日 ・補正の内容 起債限度額総額の範囲内での目的別限度額の増減 <p>※専決処分した理由</p> <p>起債限度額の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
8	<p>秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）：平成23年4月27日公布、一部を除き公布の日から施行 	<p>○地方税法の一部改正（平成23年法律第30号）に伴い、市税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決年月日 平成23年4月28日 <p>○改正要旨</p> <p>東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として控除することができることとした。</p> <p>※専決処分した理由</p> <p>地方税法の一部改正に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
「 予 算 案 」 1 件		
9	平成23年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件	<p>）○資料別紙</p>

	<p>「追加提案」</p> <p>「人事案」 1件</p>	
10	秋田市監査委員の選任について同意を求める件	<p>○議員のうちから選任する監査委員に関するもの</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第196条第1項</p>